

## IFRS基準の開発をめぐる最新の動向

### 基本財務諸表プロジェクト

国際会計基準審議会 (IASB) は、公開草案「全般的な表示及び開示」(2019年12月公表) に対するフィードバックを受けて再審議を進めており、初期段階の議論は概ね完了しています。

#### 暫定的な決定(2021年3月~12月)に基づく損益計算書の要約\*

営業区分	収益
	営業費用(①)
小計	営業損益
投資区分	独立してリターンを生み出す資産から生じる収益
	関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分(②)
	現金及び現金同等物から生じる利息収益
小計	財務及び法人所得税前純損益
財務区分	資金調達取引による負債からの費用
	資金調達以外の取引による負債(例: 確定給付負債)からの利息費用
	税引前純損益

公開草案  
から変更

#### 暫定的な決定の主な内容(2021年10月~12月)

- ① 営業費用を性質別または機能別分類に基づいて表示
- ② 関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分を投資区分に分類(企業の事業活動に不可分なものかどうかで区分表示しない)
- ③ 注記する「通例でない収益・費用」の定義を明確化
  - 同様の種類または金額の収益・費用が将来数年間に発生しないことが合理的に予想される収益・費用

#### 今後議論される主な論点

- 経営者業績指標(MPM)に関する開示要求事項
- 最低限の表示科目
- 特定業種の損益計算書の表示

\*表示科目には上記のような内容の項目が含まれることがIASBにより暫定決定されています。

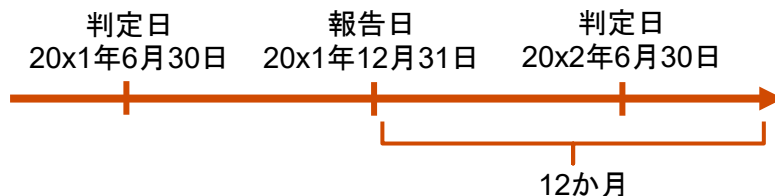
# 公表された公開草案

## 公開草案「特約条項付の非流動負債」(IAS第1号「財務諸表の表示」の修正案)の公表(2021年11月19日)

IASBは、2020年1月公表のIAS第1号の修正「負債の流動又は非流動への分類」(2020年修正)により、一部の特約条項付の長期債務が流動負債に分類される結果への懸念に対応するために、以下の提案を含むIAS第1号の修正案を公表しました。

- ・ 報告日現在の状況で報告日後12か月以内の特約条項を遵守しているかは、負債の流動・非流動の分類に影響を与えない(右記の例を参照)
- ・ 財政状態計算書上、特約条項付の非流動負債を他の非流動負債と区分して表示
- ・ 特約条項の条件、報告日現在の状況で特約条項を遵守しているか、報告日後に遵守を見込んでいるかを注記
- ・ 不確実な将来の事象の発生などが、企業の将来の行動の影響を受けない場合(例:金融保証や保険契約負債)、当該負債を流動負債に分類することを明確化

コメント提出期限は2022年3月21日です。



<2020年修正>

20x2年6月30日の特約条項\*について、20x1年12月31日現在で遵守していない場合、負債を流動負債に分類

<公開草案>

20x1年12月31日現在で遵守していない場合でも、負債を非流動負債に分類

\*毎年6月30日の財政状態に基づく運転資本比率がxx%以上

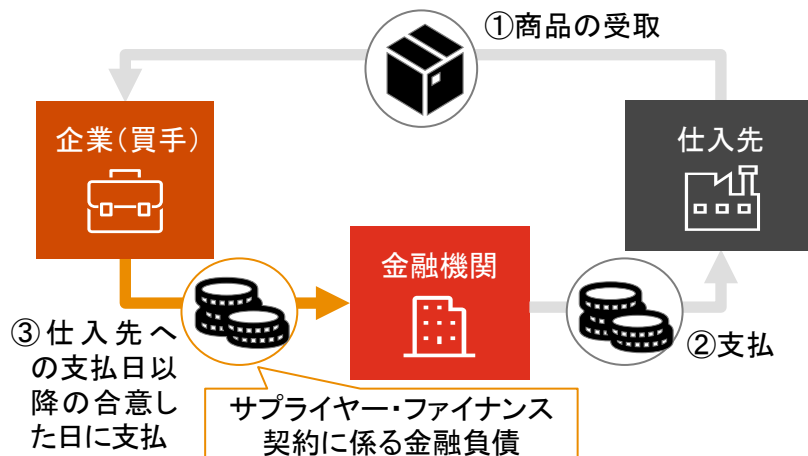
## 公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」とIFRS第7号「金融商品:開示」の修正案)の公表(2021年11月26日)

IASBは、企業(買手)のサプライヤー・ファイナンス契約に係る負債とキャッシュ・フローに対する影響を投資家が評価できるように、以下の提案を含むIAS第7号とIFRS第7号の修正案を公表しました。

- ・ サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件
- ・ 当該契約に係る金融負債の表示科目、期首・期末の帳簿価額、そのうち仕入先が金融機関からすでに支払を受けた金額
- ・ 期首・期末における支払時期の範囲(当該契約に係る金融負債と当該契約の一部ではない買掛金に区分)(例:請求日の30日後から40日後)

コメント提出期限は2022年3月28日です。

サプライヤー・ファイナンス契約の例



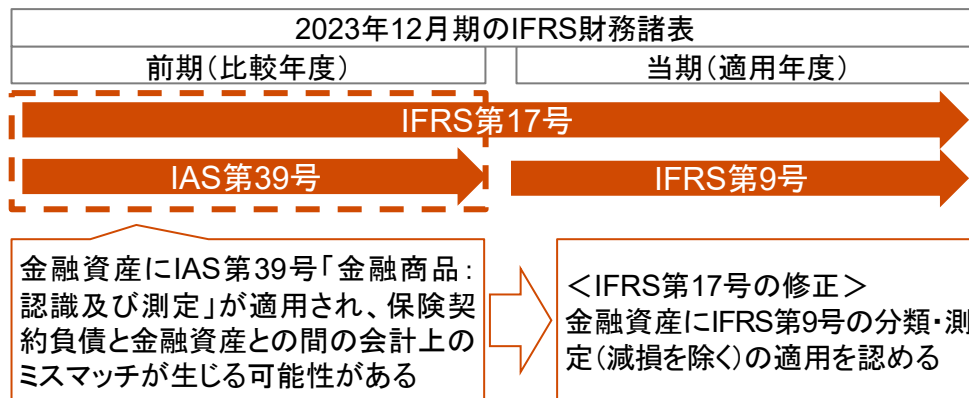
# その他のIFRS関連ニュース (2021年10月～12月)

## 「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始ー比較情報」(IFRS第17号「保険契約」の修正)の公表

(2021年12月9日)

IASBは、IFRS第17号とIFRS第9号「金融商品」を2023年から適用する保険会社が、過去の期間(比較年度)における純損益などに対する会計上のミスマッチに対応するため、比較年度にIFRS第9号の分類・測定の適用を認めるIFRS第17号の修正を公表しました。

本修正は、IFRS第17号の適用開始時に適用されます。



## 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設立と議長の選任

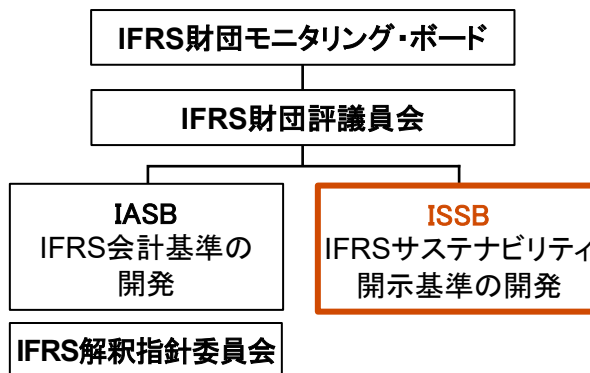
(2021年11月3日、12月16日)

IFRS財団評議員会は、COP26において、高品質なサステナビリティ開示基準を開発するための機関としてISSBの設立を発表しました。

また、食品会社ダノンの元取締役会議長兼CEOのEmmanuel Faber氏をISSB議長に選任しました(最初の任期は2022年1月1日より3年間)。

今後、ISSBは、全般的なサステナビリティ開示に係る基準と気候関連開示に係る基準に関する公開草案を公表する予定です。

【組織構造】



### サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の設立(2021年12月20日)

なお、我が国においても、財務会計基準機構が、国内のサステナビリティ開示基準の開発および国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献を目的として、2022年7月1日にSSBJを設立することを発表しました。

## IFRS財団評議員に 田代桂子氏を指名

(2021年11月29日)

IFRS財団評議員会は、2022年1月1日付で、田代桂子氏をIFRS財団評議員に指名しました。田代氏は、株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長(海外担当兼SDGs担当)を務めています。

IFRS財団評議員には、日本からは、河野正道氏(元金融庁金融国際審議官、元経済協力開発機構(OECD)事務次長)も就任しています。

# How PwC can help

## PwCがお手伝いできること

IFRS導入支援	グローバル勘定科目 統一支援	内部監査支援	決算期統一・ 決算早期化支援
全面的なIFRS コンバージョン 支援から、特定 領域のみのアド バイザリーまで幅 広くご支援します。	経営情報の比較 可能性向上と業 務効率化のため、 勘定科目の整備 と会計マニュアル の作成をご支援 します。	アドバイスから、 リソースの提供、 アウトソーシング まで、クライアント の体制とニーズに 適した関与形態で ご支援します。	決算早期化の 阻害要因を解決 し、マネジメント サイクルの統一 をご支援します。



日本企業をとりまく状況  
グローバル化の進展・加速

海外子会社とのコミュニケーション/協働体制を推進する必要性  
グローバル経営管理体制の強化/再構築の必要性

企業買収・再編関連 会計アドバイザリー	経理人材育成 の研修支援	海外進出の 総合支援	複雑な会計領域 のアドバイス
M&Aなどの取引 実行前段階から 実行後段階まで、 全ての場面で 会計アドバイスを 提供します。	クライアントの ニーズに合致した カスタマイズした 研修を提供して、 経理人材の育成 を支援します。	海外進出に当たり、 現地調査から 設立手続きまで 総合的に支援し ます。	複雑な会計領域 について、戦略的 な会計処理を ご提案します。

# Contact us

## PwC Japanグループの主な法人

PwCあらた有限責任監査法人

PwC京都監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザリー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファーム  
およびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、  
相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、  
ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

## PwC Japan IFRS ウェブサイト:

<https://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html>

## Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

## PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: [jp\\_aarata\\_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com](mailto:jp_aarata_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com)